平成２３年（フ）第１３８号
奈良市横井１丁目709番地の２
債務者　川上　央史
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８２号
奈良県生駒郡三郷町東信貴ケ丘２丁目８番27号
債務者　オート・アレスこと　山﨑　　康
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２２３号
奈良市鶴舞東町１番41―406号
債務者　川瀬　啓一
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２４０号
奈良県桜井市大字金屋254番地の１　２棟504号
債務者　飛田美枝子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９号
奈良市三条本町１番93―709号
債務者　芝本　庄次
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２５１号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵60番地の１
センチュリーアスカⅥ―210号
債務者　窪田　正人
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７９号
広島県呉市広古新開６丁目12番10号
債務者　高岡　美香
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第８０号
広島県呉市焼山桜ヶ丘３丁目４番11号
債務者　ＨＯＳＯＮＵＭＡ　ＢＡＢＹ　ＲＥＹＥＳ
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第８１号
広島県呉市吉浦西城町12番８号
債務者　五十嵐　章
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３１号
広島県福山市千田町大字千田3449番地、旧住所広島県福山市蔵王町１丁目２番18号　小島住宅７
債務者　高野　和臣（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１７１号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜140番地
サンビレッヂ303
債務者　富永　敬子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８０号
福岡県久留米市山川安居野３丁目13番１号
債務者　豊福　桃代
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１８１号
福岡県久留米市東櫛原町648番地１　権藤ビル210号
債務者　平　己佐記
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１８８号
福岡県久留米市南１丁目７番３―305号
債務者　飯田　照子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３９号
大分県別府市大字南立石2171番地の４　市営緑ケ丘住宅Ａ棟303号
債務者　龍山　和代
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１９６号
宮崎市大字島之内88番地17
債務者　松浦　清次
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４１号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目25番１号　Ａ―101、前住所兵庫県宝塚市旭町３丁目２番16号　ファミール宝塚Ｃ
債務者　下地　理恵（旧姓栢分）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部